

いじめの「重大事態」における学校の対応

いじめ防止対策推進法第28条～第33条

□学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態発生への報告⇒設置者から地方自治体の長等へ報告

【重大事態】 いじめ防止対策推進法第28条第1項

ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)

イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

(※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。)

○ 「疑い」があった場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

□学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

調査の主体は学校か学校の設置者。特に次の場合は、設置者自らが調査を実施。

○ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合

○ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合